

松江市高齢者移送活動支援補助金交付要綱を次のように制定する。

令和 3 年 3 月 31 日

松江市長 松 浦 正 敬

松江市高齢者移送活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市高齢者移送活動支援補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象等)

第 2 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助対象者の範囲、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付対象経費、補助金の額及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市高齢者移送活動支援補助金
補助金交付の目的	公共交通機関の利用が難しく車の運転ができない高齢者の通いの場への参加や買い物等の移送活動を行う住民団体に対し補助金を交付することで、高齢者の孤立を防止するとともに、住民の支え合いによる地域づくりの構築と高齢者の介護予防を図ることを目的とする。
補助対象者の範囲	補助対象者は、次の各号のすべてに該当する団体とする。 (1) 町内会、自治会、地区社会福祉協議会及びその組織内の団体 (2) 団体構成員が 3 人以上で、そのうち 65 歳以上の者が 1 人以上いる団体 (3) 松江市の健康づくり事業（保健師の派遣、ホームページへの掲載等）に協力できる団体 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	公共交通機関の利用が難しく車の運転ができない高齢者の通いの場への参加や買い物等を支援するために行う移送事業。
補助金の交付対象経費	補助金の交付対象となる経費は、高齢者の移送事業に要する費用であって、次に掲げるもの（事業実施年度に支出したものに限る。ただし、事業実施年度の 4 月から円滑に事業を開始するために、やむを得ず前年度に支出せざるを得ないと市長が認めるものについてはこの限りでない。）とする。ただし、備品については、事業開始の初年度のみ対象とする。また、松江市その他の団体から補助を受けている経費については補助金の交付対象外とする。

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助事業実施に伴い生じた損害を補償するための損害保険料 (2) 備品及び消耗品（補助事業以外の用途に使用される可能性があるものを除く。） (3) サービスの利用調整を行う間接的な経費 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
補助金の額等	補助対象経費の全額とし、350千円を上限とする。ただし、補助金の交付対象経費第3号に掲げる経費については利用調整実績1回当たり450円とする。
終期	令和4年3月31日

（交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、同項第1号から第3号までに掲げるもののほか、同項第4号に掲げる市長が必要と認める書類として次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約
- (2) 会員名簿

（申請の期日）

第4条 前条の申請書等は、事業を開始する日の7日前までに提出しなければならない。ただし、4月1日から4月7日までの間に事業を開始する団体に係る当該申請書等の提出は、当該事業を開始する日までとする。

（実績報告）

第5条 規則第12条に規定する実績報告は、規則第12条に規定する補助金等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了の日から30日以内又は当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 移送事業の実施状況がわかるもの
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書その他補助対象経費の支払いが確認できるもの

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。